

マイナンバーカード出張申請受付方式（企業等一括申請方式）実施要領

旭川市では、美瑛町、上川町、当麻町、東川町、愛別町、比布町、東神楽町、鷹栖町（以下、各市町という。）と共同で、「出張申請受付方式（企業等一括申請方式）」によるマイナンバーカードの申請受付を実施します。各市町職員が企業や地域団体等を訪問し、無料で申請用顔写真の撮影を行い、一括で申請を受け付けます。後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で自宅に送付（申請から1～2ヶ月程度かかります）するため、申請者は市役所または町役所へ出向くことなく受け取ることができます。

1 対象団体

各市町内に事業所等を置く企業・地域団体等

2 実施日時

平日午前10時から午後3時までの間で実施日時を調整

3 申込条件

申込の際は、以下の点を承諾の上、実施希望日の3週間前までに申請申込書（別紙1）及び申請者一覧（別紙2）を提出（電子メール、郵送）すること。

【企業・地域団体】

- (1) 申請希望者が10名以上いること
- (2) 申請希望者の住所・氏名・生年月日を記入した申請者一覧（別紙2）を事前提出できること
・事前に申請に必要な書類を住所地市町で準備します。
- (3) 申込団体が会場及び机・椅子等の申請に必要な備品を準備できること
・個人情報を扱うため、プライバシーに配慮した申請受付スペース及び申請用写真撮影スペース（写真撮影を希望する場合）の準備をお願いします。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に努めること
・消毒液の設置、受付スペースへのアクリル板の設置、会場が密にならないような申請者の来場時間の調整等、感染症対策に努めるようお願いいたします。
・市町職員も事前の体調確認やマスク・フェイスシールドの着用等、感染症対策を徹底し、対応させていただきます。
- (5) 駐車場2台分の用意ができること（旭川市内の企業・団体の場合は最低1台分）
- (6) 受付当日の申請者の案内・誘導を団体側で行うこと
- (7) 次に関する周知・広報を団体側で行うこと
・実施日時 ・会場 ・申請時に持参する書類 ・マスクの着用
・マイナンバーカードの交付申請が可能な人の条件（次の【申請希望者】の申込条件参照）

【申請希望者】

- (1) 各市町に住民登録があること
- (2) 申請日から約3ヶ月以内に転出予定がないこと（転出先で再申請が必要となるため）
- (3) すでにマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと
- (4) 申請日当日、会場に来ることができること
- (5) 体調不良や発熱等の症状がないこと

5 必要書類

①マイナンバーの通知カード（返納）又は個人番号通知書（提示）

②通知カード紛失届（紛失された方のみ）

③顔写真（縦 4.5cm×横 3.5cm）

…申請日当日，写真撮影サービスを利用する方は不要。

④暗証番号設定依頼書

⑤申請者の本人確認書類（原本）

…Aから1点またはBから2点。ただし，通知カードを紛失された方については，Aから2点またはAから1点+Bから1点。有効期限内，住所や氏名が現在の情報のものに限りま。

A	運転免許証，運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。），旅券，身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳，療育手帳，在留カード，特別永住者証明書
B	健康保険証，年金手帳，介護保険被保険者証，医療受給者証，社員証，学生証

⑥住民基本台帳カード（プラスチック製）（お持ちの方のみ）

⑦住民基本台帳カード返納（廃止）届（お持ちの方のみ）

※②，④，⑦（②，⑦は該当する方のみ）については，必ず事前に記入してください。

※国の事務処理要領に基づき，必要な書類は各市町で回収し，適切に保管します。

※本人限定受取郵便とは，本人のみが受け取ることができる郵便です。郵便局から連絡が届くので本人確認書類を提示し，ご自宅又は郵便窓口で受け取ります。旧姓・旧住所が記載されている場合は，更新が必要です。転送不可郵便で送付するため，郵便局の転送サービスを利用している場合，受け取ることができません。

6 留意事項

(1) 申込多数の場合は実施までに時間を要する場合があります。

(2) 出張申請は1市8町が共同で行うため，申込団体の所在市町以外の職員が伺うことがあります。

【申請から交付までの流れ】

